

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和6年第4回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和6年4月4日（木）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時11分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
○議案第7号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第8号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について
○議案第9号 一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて
- 10 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 公開

11 傍 聽 人 數 0 人

委員長 開会

(報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について)

(報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 選挙人名簿の抄本につきましては、政治活動や世論調査、統計調査などを目的とした場合に閲覧できることが公職選挙法に規定されております。選挙人名簿の抄本の閲覧状況につきましては、公職選挙法第28条の4第7項により、少なくとも年1回公表するということが規定されております。公表する内容につきましては、閲覧の年月日、申出者の氏名・住所、利用目的の概要、閲覧に係る選挙人の範囲になります。令和5年度におきましては、法人が6、個人が2、計8件の閲覧の申出がありました。内容につきましては、政治活動に関するものが2件、世論調査に関するものが5件、統計調査に関するものが1件となっております。

○ 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表についてでございます。選挙人名簿と同じく公表するということが公職選挙法に規定されているところでございますけれども、在外選挙人名簿の閲覧につきましては、令和5年度におきましては、閲覧の申し出はなかったところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第7号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、令和6年3月31日までに死亡したもの、転出から4か月経過したものを選挙人名簿から抹消するものでございます。令和6年3月31日までに死亡した者ですが、男89人、女89人、計178人、転出後4か月を経過した者が、男62人、女52人の計114人でございます。今回抹消しようとする者につきましては、男151人、

女141人の計292人でございます。これによりまして、令和6年4月1日現在の名簿登録者数でございますけども、男45,037人、女47,970人の合計93,007人となったところでございます。

なお、今回抹消する者の詳細の名簿につきましては、会議開会前に、それぞれ委員の皆様を確認いただいたところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第8号 一関市選挙執行規程の一部を改正する告示の制定について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、一関市選挙執行規程において、個人演説会を開催できる施設を指定している、同規程の別表第3におきまして、公の施設の廃止に伴い、改正しようとするものでございます。

今回、別表第3から除く施設につきましては、室根田茂木地区コミュニティセンターでございます。こちらの室根田茂木地区コミュニティセンターにつきましては、令和6年の市議会定例会2月通常会議におきまして、公の施設の廃止に関する条例が可決されまして、令和6年4月1日から施行されているところでございますので、このコミュニティセンターにつきましては、4月1日から廃止されているという状況でございます。

附則でございますが、本告示につきましては、令和6年4月4日、本日の委員会で決定いただきましたら、同日から施行しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第9号 一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定の専決処分に関し、承認を求めることについて)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令の制定について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、3月29日付けで専決処分したので報告するものでございます。専決処分をいたしました、一関市職員人事評価実施規程の改正の概要について、ご説明いたします。

本実施規程の改正でございますけれども、主査級以下の職員の一次評価に係る補助を行う評価補助者を廃止して、同評価補助者であったものを、主査級以下の職員の一次評価者に、一次評価者であったものを二次評価者に改めるものでございます。

附則でございますけれども、本訓令につきましては、令和6年4月1日から施行されているものでございます。

なお、本訓令につきましては、市長部局、選挙管理委員会、教育委員会など、各部局がそれぞれ制定するものでございますけれども、市職員として、統一的な取扱いとするため、合同訓令とするものでございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

委員長

閉会